「日本放送協会放送受信規約」の一部変更について

NHKでは、放送法と放送法施行規則(総務省令)の改正等に対応するため、2023年4月から、日本放送協会放送受信規約の一部変更を検討しています。詳しくは、添付の資料をご覧ください。

今回公表した「日本放送協会放送受信規約 素案」については、経営委員会が、あすから広くご意見を募集します。その後、いただいたご意見を参考にして案をとりまとめ、総務省に認可申請する予定です。

経営委員会の意見募集のページはこちら

# 放送法改正等に伴う **NHK** 日本放送協会放送受信規約の一部変更について

● 法令(放送法と放送法施行規則(総務省令))の改正等に対応するため、2023年4月から、 放送受信規約を一部変更したいと考えています。

放送受信規約(素案)の概要						
法令の改正への対応	2022年10月に、受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度の整備 を含む改正放送法が施行されました。					
	• あわせて、受信契約の条項に定める事項などを規定する総務省令が改正されました。					
	今回、改正放送法第64条に受信契約の申込み期限を放送受信規約に定め なければならないことが規定されましたので、新たに「受信契約の申込み期限」を規定します。					
	• このほか、割増金に関する規定など、法令の改正に伴い必要となる放送受信規約の変更を行います。					
その他	・ 支払い手段の多様化への対応や個人情報保護法の改正に伴う告示の変更 等、必要な規定の変更を行います。					

# 放送受信規約(素案)の内容



● 放送受信規約(素案)の条文ごとの変更内容は以下の通りです。

変更する事項			素案の内容
法令の改正対応	割増金関連	第3条	改正放送法第64条第3項第2号に基づき定める受信契約の申込み期限を、現行の受信規約で「遅滞なく」とされていることとの整合性等から「 <mark>受信機の設置の月の翌々月の末日まで</mark> 」と規定
		第12条	割増金が導入されても、NHKの価値や受信料制度の意義をご理解いただき、納得してお手続きやお支払いをいただくという、これまでのNHKの方針に変わりはなく、割増金は事由に該当する場合に一律に請求するのではなく、個別事情を総合勘案しながら運用していく方針であるため、「請求することができる」と規定
			改正放送法第64条第3項第4号イに基づき定める割増金の対象となる具体的な不正として、「 <mark>解約</mark> 」と 「 <mark>免除</mark> 」を虚偽の内容で届け出ることを規定
			改正放送法第64条第3項第4号ロに基づき定める受信契約の申込み期限を過ぎた場合の割増金について、割増金の対象期間や、地上契約をされている方が衛星放送の受信設備を設置された場合も適用されることを規定
			国内類似法制度の水準や割増金は公平負担の実現を期待して導入された制度であることを踏まえて、 割増金の倍数は改正省令で定める上限の「 <mark>2倍</mark> 」と規定
		第12条の2	延滞利息も事情により請求しない場合があることを明確にするため「請求することができる」と規定
		付則	変更規約の施行以前の受信機設置者の割増金の取扱いについて、契約申込み期限は「変更後の受信規約施行日の翌々月末日まで」、割増金を請求する期間は「変更後の受信規約施行後の期間分」と規定
	その他法令関連	第2条	改正総務省令第23条第2号に基づき定める「受信契約を締結する必要がない場合」について、「事業所 等住居以外」の場合の必要がない場合を規定(「住居」は放送法第64条第1項に規定がある)
		第4条	改正総務省令第23条第3号に基づき定める「契約の成立時期」について、2017年の最高裁大法廷判決 を踏まえ「受信機の設置者とNHKの双方の意思表示の合致の日に成立する」と規定(実務の影響や運用 の変更はない)
その他	支払い手段 の多様化	第6条	視聴者の利便性向上のため、「継続振込」による支払いを紙の払込用紙以外でも行えるように「払込用紙 (電磁的方法により提供される場合を含む。)」と規定
	個情法改正	第13条の2	NHKが順守する個人情報保護に関するガイドラインの改正等に対応するため規定を一部変更
	用字の整理	第7条	その他、受信規約内の一部の用字の統一(「以下の」→「次の」)

# 割増金に関する放送受信規約(素案)の内容



## ◆ 改正放送法の規定(第64条第3項第4号)

次に掲げる場合において協会が徴収することができる受信料の額及び割増金の額その他当該受信料及び当該割増金の徴収に関する事項

- イ 不正な手段により受信料の支払を免れた場合
- □ 正当な理由がなくて第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかつた場合

### ◆ 割増金に関する放送受信規約(素案)の内容

割増金の主な規定事項		放送受信規約(素案)の内容
割増金の対象	イの割増金 不正な手段により受 信料の支払を免れた 場合	第12条第1項の各号(1)~(3)の事由に該当する場合に、「請求することができる」ことを規定したいと考えています (1)「解約」の不正 虚偽の内容の内容で届け出る不正については悪質性が高いものを(2)「免除」の不正 具体的に規定 (3) その他の不正
	口の割増金 正当な理由がなくて 期限までに受信契約 の申込みをしなかつ た場合	改正放送法第64条第3項第2号に基づき定める契約申込み期限を「受信機の設置の翌々月の末日まで」として、期限が過ぎた場合に「請求することができる」と規定したいと考えています2023年  4月 5月 6月 7月  設置 翌々月末日  設置の別 設置の翌月 設置の翌々月  ・2~3か月の申込期間があれば視聴者からNHKに対し十分に受信契約を申込みいただくことができ、NHKからも申込みを促す等の必要なご案内が可能 ・すでに「地上契約」を結んでいて、新たに衛星放送の受信設備を設置された場合も適用
割増金の額		国内類似法制度の水準や公平負担が実現されることを期待して導入された制度であることを 踏まえて、割増金の倍数は改正省令で定める上限の「 <mark>2倍</mark> 」と規定し、所定の受信料の2倍に相 当する額を割増金として請求することができると規定したいと考えています

# 【参考】 改正放送法(主に割増金)への対応の考え方 NHK

## ◆ 割増金についてのNHKの方針

- ・割増金が導入されても、NHKの価値や受信料制度の意義をご理解いただき、納得してお手続きやお支払いをいただくという、これまでのNHKの方針に変わりはありません。
- ・割増金は、事由に該当する場合に一律に請求するのではなく、個別事情を総合勘案しながら 運用していくものと考えています。

## 法改正の国会審議の経緯 〔第208回国会参議院総務委員会(令和4年6月2日)〕

## 〔金子総務大臣答弁〕

- •「正当な理由がなくて第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかつた場合」の割増金について、「NHKの放送を受信できる受信設備を設置した方とNHKとの契約が促され、受信料の公平な負担が実現されること」を期待した制度である。
- ・本法案をお認めいただいた場合においても、引き続きNHKが国民・視聴者の皆様に丁寧な説明を 行い、十分な理解をいただいた上で受信契約を結んでいただくことが重要と考えている。

### 〔附帯決議(抜粋)〕

・協会は、受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度について、まず受信契約についての 理解を得るため最大限努力し、真にやむを得ない場合にのみ割増金の徴収を行うこと。

### 日本放送協会放送受信規約 素案

( 部分は、変更部分)

新

П

(放送受信契約の単位等)

第2条 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

- 5 同一の世帯に属する1の住居に2以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類の異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。
- 6 1の者が事業所等住居以外の同一の設置場所に2以上の受信機を設置した場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類の異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。

(放送受信契約の単位)

第2条 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

5 同一の世帯に属する1の住居<u>または住居以</u> 外の同一の場所に2以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の 放送受信契約とする。この場合において、種類 の異なる2以上のテレビジョン受信機を設置 した者は、衛星契約を締結するものとする。 (新設)

(放送受信契約書の提出)

- 第3条 受信機を設置した者は、<u>受信機の設置の</u>月の翌々月の末日までに、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局(NHKの放送局をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。
  - (1) 受信機の設置者の氏名および住所
  - (2) 受信機の設置の日
  - (3) 受信することのできる放送の種類および 放送受信契約の種別
  - (4) 受信機を住所以外の場所に設置した場合 はその場所
  - (5) 受信機を事業所等住居以外の場所に設置した場合はその設置場所および受信機の数
- 2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置しまたはこれを廃止すること等により、放送 受信契約の種別を変更するときは、前項各号に

(放送受信契約書の提出)

- 第3条 受信機を設置した者は、<u>遅滞なく</u>、次の 事項を記載した放送受信契約書を放送局(NH Kの放送局をいう。以下同じ。)に提出しなけ ればならない。ただし、新規に契約することを 要しない場合を除く。
  - (1) 受信機の設置者の氏名および住所
  - (2) 受信機の設置の日
  - (3) 受信することのできる放送の種類および 放送受信契約の種別
  - (4) 受信機を住所以外の場所に設置した場合 はその場所
  - (5) 受信機を事業所等住居以外の場所に設置した場合はその設置場所および受信機の数
- 2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置しまたはこれを廃止すること等により、放送 受信契約の種別を変更するときは、前項各号に

新 掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。この場合において、放送受信契約の種別の変更が、第5条第3項第1号に定める料額が高い契約種別への変更であるときは、放送受信契約書の提出の期限は、その変更にかかるテレビジョン受信機の設置の月

掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。

旧

 $3 \sim 5$  (略)

(放送受信契約<u>またはその種別の変更契約</u>の成立<u>時期</u>)

の翌々月の末日までとする。

第4条 放送受信契約<u>またはその種別の変更契</u> 約は、受信機の設置<u>者とNHKの双方の意思表</u> 示の合致の日に成立する。

(削除)

(削除)

(放送受信料支払いの義務)

第5条 (略)

- 2 (略)
- 3 放送受信契約の種別に変更があったときの 放送受信料は、<u>次</u>の各号の契約種別の料額とす る。
  - (1) 地上契約から衛星契約、特別契約から地上 契約、または特別契約から衛星契約への契約 種別の変更(以下これらの契約種別の変更を 「料額が高い契約種別への変更」という。)が あった場合においては、その変更にかかる受

 $3 \sim 5$  (略)

(放送受信契約の成立)

第4条 放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとする。

- 2 放送受信契約の種別の変更の日は、その変更 にかかる受信機の設置の日、またはその廃止等 に伴う前条第2項もしくは第3項の提出があ った日(ただし、NHKにおいて提出された放 送受信契約書の内容に該当する事実を確認で きたときに限る。)とする。
- 3 NHKは、受信機の廃止等に伴う前条第2項 または第3項の放送受信契約書の内容に虚偽 があることが判明した場合、その放送受信契約 書の提出時に遡り、放送受信契約の種別の変更 がされないものとすることができる。

(放送受信料支払いの義務)

第5条 (略)

- 2 (略)
- 3 放送受信契約の種別に変更があったときの 放送受信料は、<u>以下</u>の各号の契約種別の料額と する。
  - (1) 地上契約から衛星契約、特別契約から地上 契約、または特別契約から衛星契約への契約 種別の変更(以下これらの契約種別の変更を 「料額が高い契約種別への変更」という。)が あったときの当該月分の放送受信料は、変更

信機の設置があったときの当該月分の放送 受信料は、変更前の契約種別の料額とし、そ の翌月分の放送受信料から変更後の契約種 別の料額とする。

- (2) 衛星契約から地上契約、衛星契約から特別契約、または地上契約から特別契約への契約種別の変更 (以下これらの契約種別の変更を「料額が低い契約種別への変更」という。)があった場合においては、その変更にかかる受信機の廃止等に伴う第3条第2項または第3項の提出があったときの当該月分の放送受信料から変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月の前月に受信機の設置があったとき、または料額が高い契約種別への変更があったときは、当該月分の放送受信料は変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の放送受信料から変更後の契約種別の料額とする。
- (3) 月に2回以上の契約種別の変更があった ときの当該月分の放送受信料は、前2号の規 定にかかわらず、各変更前および各変更後の 契約種別のうち、次の順位で適用した契約種 別の料額とする。

イ 衛星契約

- 口 地上契約
- 4 <u>次</u>の各号のいずれかに該当するときは、当該 各号の定めるところにより、放送受信料を支払 わなければならない。
  - (1) 受信機の設置の月またはその翌月に第9 条第2項の規定により解約となったときは、 当該月分の放送受信料を支払わなければな らない。この場合において、当該解約となっ た月に料額が低い契約種別への変更があっ たときは、変更前の契約種別の料額を当該月 分の放送受信料として支払わなければなら ない。

旧

前の契約種別の料額とし、その翌月分の放送 受信料から変更後の契約種別の料額とする。

(2) 衛星契約から地上契約、衛星契約から特別 契約、または地上契約から特別契約への契約 種別の変更(以下これらの契約種別の変更を 「料額が低い契約種別への変更」という。)が あったときの当該月分の放送受信料<u>は、</u>変更 後の契約種別の料額とする。ただし、当該月 の前月に受信機の設置があったとき、または 料額が高い契約種別への変更があったとき は、変更前の契約種別の料額とする。

(3) 月に2回以上の契約種別の変更があった ときの当該月分の放送受信料は、前2号の規 定にかかわらず、各変更前および各変更後の 契約種別のうち、次の順位で適用した契約種 別の料額とする。

イ 衛星契約

口 地上契約

- 4 <u>以下</u>の各号のいずれかに該当するときは、当 該各号の定めるところにより、放送受信料を支 払わなければならない。
  - (1) 受信機の設置の月またはその翌月に第9 条第2項の規定により解約となったときは、 当該月分の放送受信料を支払わなければな らない。この場合において、当該解約となっ た月に料額が低い契約種別への変更があっ たときは、変更前の契約種別の料額を当該月 分の放送受信料として支払わなければなら ない。

- (2) 受信機の設置の月に料額が低い契約種別への変更があったときは、第1項の規定によるほか、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。この場合において、当該受信機の設置の月の翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、前号の規定は適用しない。
- (3) 料額が高い契約種別への変更があった月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、変更後の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。

(放送受信料の支払方法)

第6条 (略)

2 (略)

- 3 放送受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード等継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はNHKが負担する。
  - (1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に 設定する預金口座等から、NHKの指定日に 自動振替によって行なう支払いをいう。
  - (2) クレジットカード等継続払 NHKの指 定するクレジットカード会社等との契約に 基づき、クレジットカード会社等に継続して 立て替えさせることによって行なう支払い をいう。
  - (3) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において、NHKが定期的に送付する払込用紙<u>(電磁的方法により提供される場合を含む。)</u>を用いて、NHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。

 $4 \sim 13$  (略)

旧

- (2) 受信機の設置の月に料額が低い契約種別への変更があったときは、第1項の規定によるほか、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。この場合において、当該受信機の設置の月の翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、前号の規定は適用しない。
- (3) 料額が高い契約種別への変更があった月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、変更後の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。

(放送受信料の支払方法)

第6条 (略)

2 (略)

- 3 放送受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード等継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はNHKが負担する。
  - (1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に 設定する預金口座等から、NHKの指定日に 自動振替によって行なう支払いをいう。
  - (2) クレジットカード等継続払 NHKの指 定するクレジットカード会社等との契約に 基づき、クレジットカード会社等に継続して 立て替えさせることによって行なう支払い をいう。
  - (3) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵 便局またはコンビニエンスストア等において、NHKが定期的に送付する払込用紙を用いて、NHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。

 $4 \sim 13$  (略)

717.1

(メッセージの表示)

#### 第7条 (略)

- 2 NHKは、受信機を設置した者から<u>次</u>の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、当該受信機の画面に設置確認メッセージを表示しない措置をとるものとする。
  - (1) 受信機の設置者の氏名および住所
  - (2) 受信機の画面にB-CASカード番号また はACAS番号として表示される識別番号 (以下「ID番号」という。)
  - (3) 受信機を第1号の住所以外の場所に設置した場合はその場所
- 3 前項の規定にかかわらず、<u>次</u>の各号のいずれ かに掲げる理由により、NHKにおいて前項各 号に掲げる事項の1に該当する事実を確認で きない場合には、NHKは第1項の措置をとる ことができるものとする。
  - (1) 前項の連絡を受けた事項の内容が事実に 相違すること
  - (2) 前項の連絡の後、前項第2号のID番号を 変更したこと
  - (3) 前項の連絡の後、放送受信契約を締結する までの間において、同項第1号の住所または 同項第3号の場所に変更が生じたこと

 $4 \sim 6$  (略)

(放送受信契約者の義務違反および割増金等)

- 第12条 NHKは、放送受信契約者が次の各号の1に該当する不正な手段により放送受信料の支払いを免れたときは、当該放送受信契約者に対し、支払いを免れた放送受信料に加え、その2倍に相当する額である割増金を請求することができる。
  - (1) 放送受信<u>契約の解約の届け出の内容に虚</u> <u>偽があったときその他第9条の放送受信契</u> 約の解約について不正があったとき
  - (2) 放送受信料免除の申請書記載の内容に虚

旧

(メッセージの表示)

### 第7条 (略)

- 2 NHKは、受信機を設置した者から<u>以下</u>の各 号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、当該 受信機の画面に設置確認メッセージを表示し ない措置をとるものとする。
  - (1) 受信機の設置者の氏名および住所
  - (2) 受信機の画面にB-CASカード番号また はACAS番号として表示される識別番号 (以下「ID番号」という。)
  - (3) 受信機を第1号の住所以外の場所に設置した場合はその場所
- 3 前項の規定にかかわらず、<u>以下</u>の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事実を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとることができるものとする。
  - (1) 前項の連絡を受けた事項の内容が事実に 相違すること
  - (2) 前項の連絡の後、前項第2号のID番号を 変更したこと
  - (3) 前項の連絡の後、放送受信契約を締結する までの間において、同項第1号の住所または 同項第3号の場所に変更が生じたこと

 $4 \sim 6$  (略)

(放送受信契約者の義務違反)

- 第12条 放送受信契約者が次の各号の1に該当するときは、<u>所定の</u>放送受信料<u>を支払うほか</u>、その2倍に相当する額<u>を</u>割増金<u>として支払わなければならない</u>。
  - (1) 放送受信<u>料</u>の<u>支払い</u>について不正があっ たとき
  - (2) 放送受信料<u>の</u>免除の<u>事由が消滅したにも</u>

偽があったときその他第10条の放送受信料の免除について不正があったとき

- (3) その他放送受信料の支払いについて不正 があったとき
- 2 NHKは、受信機を設置した者が正当な理由 なく第3条第1項に定める期限までに第1条 第2項に従った契約種別の放送受信契約書を 提出せず、当該期限を経過した後に放送受信契 約を締結した場合、当該放送受信契約者に対 し、受信機の設置の月の翌月から放送受信契約 を締結した月の前月までの期間(以下本項にお いて「対象月」という。) について、第1条第2 項に従った契約種別の放送受信料に加え、その 2倍に相当する額である割増金を請求するこ とができる。ただし、対象月において当該契約 より料額が低い契約種別の放送受信契約書が 提出されている場合、NHKは、対象月につい て、第1条第2項に従った契約種別の放送受信 料に加え、当該放送受信料と当該料額が低い契 約種別の放送受信料との差額の2倍に相当す る額である割増金を請求することができる。
- 3 NHKは、放送受信契約者が受信機を設置することにより、料額が高い契約種別への変更をする必要がある場合において、当該放送受信契約者が正当な理由なく第3条第2項に定める期限までに変更後の契約種別の放送受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に変更後の契約種別の放送受信契約者に対し、受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約者に対し、受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結したりの前月までの期間について、変更後の契約種別の放送受信料と加え、変更後の契約種別の放送受信料と変更前の契約種別の放送受信料と変更前の契約種別の放送受信料との差額の2倍に相当する額である割増金を請求することができる。

かかわらず、その届け出をしなかったとき

旧

(新設)

(新設)

(新設)

(支払いの延滞)

第12条の2 <u>NHKは、</u>放送受信契約者が放送 受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、 <u>当該放送受信契約者に対し、延滞した</u>放送受信 料<u>に加え</u>、1期あたり2.0%の割合で計算した 延滞利息を請求することができる。

(放送受信者等の個人情報の取り扱い)

第13条の2 NHKは、放送受信契約の事務に関し保有する放送受信者等(放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン(令和4年3月31日個人情報保護委員会・総務省告示第1号。以下「ガイドライン」という。)第3条第2号に規定する放送受信者等をいう。)の氏名および住所等の情報(以下「個人情報」という。)については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)およびガイドラインに基づくほか、別に定めるNHK個人情報保護規程に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。

2 (略)

付則

(施行期日)

この規約は、<u>令和5年4月</u>1日から施行する。

 $2 \sim 4$  (略)

(割増金の支払いに関する経過規定)

5 不正な手段により支払いを免れた令和5年 3月以前の放送受信料がある場合における第 12条第1項の規定の適用については、同項中 「その2倍に相当する額」とあるのは「放送受 信料の支払いを免れた期間のうち、支払いを免 れた令和5年4月以降の放送受信料の2倍に 相当する額」とする。 旧

(支払いの延滞)

第12条の2 放送受信契約者が放送受信料の 支払いを3期分以上延滞したときは、<u>所定の</u>放 送受信料<u>を支払うほか</u>、1期あたり2.0%の割 合で計算した延滞利息を<u>支払わなくてはなら</u> ない。

(放送受信者等の個人情報の取り扱い)

第13条の2 NHKは、放送受信契約の事務に 関し保有する放送受信者等(放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン(平成29年 4月27日総務省告示第159号。以下「ガイドライン」という。)第3条第2号に規定する放送受信者等をいう。)の氏名および住所等の情報(以下「個人情報」という。)については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)およびガイドラインに基づくほか、別に定めるNHK個人情報保護力さ、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。

2 (略)

付則

(施行期日)

1 この規約は、<u>令和4年10月</u>1日から施行する。

 $2 \sim 4$  (略)

(新設)

新 旧 6 受信機の設置の月が令和5年3月以前であ (新設) <u>る場合における第12条第2項の規定の適用</u> については、同項中「第3条第1項に定める期 限までに」とあるのは「令和5年6月末日まで に」とし、「その2倍に相当する額」とあるのは 「令和5年4月から放送受信契約を締結した 月の前月までの放送受信料の2倍に相当する 額」とし、「対象月について、第1条第2項に従 った契約種別の放送受信料に加え、」とあるの は「対象月の第1条第2項に従った契約種別の 放送受信料に加え、令和5年4月から放送受信 契約を締結した月の前月までの」とする。 7 受信機の設置の月が令和元年9月以前であ (新設) る場合における第12条第2項の規定の適用 については、前項の読み替えに加え、第12条 第2項中「受信機の設置の月の翌月から」とあ るのは「受信機の設置の月から」とする。 8 料額が高い契約種別への変更にかかる受信 (新設) 機の設置の月が令和5年3月以前である場合 における第12条第3項の規定の適用につい ては、同項中「第3条第2項に定める期限まで に」とあるのは「令和5年6月末日までに」と し、「受信機の設置の月の翌月から変更後の契 約種別の放送受信契約を締結した月の前月ま での期間について、変更後の契約種別の放送受 信料に加え、」とあるのは「受信機の設置の月 の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約 を締結した月の前月までの期間の変更後の契 約種別の放送受信料に加え、令和5年4月から 変更後の契約種別の放送受信契約を締結した 月の前月までの」とする。 9 料額が高い契約種別への変更にかかる受信 (新設) 機の設置の月が令和元年9月以前である場合 における第12条第3項の規定の適用につい ては、前項の読み替えに加え、第12条第3項 中「受信機の設置の月の翌月から」とあるのは

新 旧

#### 「受信機の設置の月から」とする。

(アナログ放送の終了に関する措置)

- 10 第9条の規定にかかわらず、放送受信契約者がNHKのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送(以下「アナログ放送」という。)の終了に伴い、NHKのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第1条第2項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日(以下「アナログ放送終了日」という。)から1年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。
  - (1) 放送受信契約者の氏名および住所
  - (2) 設置がないこととなった受信機の数
  - (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた 場合はその場所
  - (4) NHKのテレビジョン放送のうちデジタ ル方式の放送を受信することができない事 情
- 11 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に 該当する事実を確認できたときは、放送受信契 約は、アナログ放送終了日に終了したものとす る。
- 12 NHKは、付則第10項の届け出の内容に 虚偽があることが判明した場合、アナログ放送 終了日に遡り、放送受信契約が終了しないもの とすることができる。
- 13 付則第11項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第11項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における付則第3項の適用については、同項中「当該月に第9条第2項の規定により解約となった」とあるのは「当該月に

(アナログ放送の終了に関する措置)

- 5 第9条の規定にかかわらず、放送受信契約者がNHKのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送(以下「アナログ放送」という。)の終了に伴い、NHKのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第1条第2項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日(以下「アナログ放送終了日」という。)から1年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。
  - (1) 放送受信契約者の氏名および住所
  - (2) 設置がないこととなった受信機の数
  - (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
  - (4) NHKのテレビジョン放送のうちデジタ ル方式の放送を受信することができない事 情
- 6 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該 当する事実を確認できたときは、放送受信契約 は、アナログ放送終了日に終了したものとす る。
- 7 NHKは、付則第<u>5</u>項の届け出の内容に虚偽 があることが判明した場合、アナログ放送終了 日に遡り、放送受信契約が終了しないものとす ることができる。
- 8 付則第6項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第6項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における付則第3項の適用については、同項中「当該月に第9条第2項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放

旧

アナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第11項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。

- 14 第3条第2項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している放送受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から1年以内に、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。
  - (1) 放送受信契約者の氏名および住所
  - (2) 変更にかかる受信機の数
  - (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
  - (4) 受信できる放送の種類に変更が生じた事由
- 15 付則第11項および第12項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第14項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第10項の届け出」とあるのは「付則第14項の提出」と読み替えるものとする。

(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 延滞利息に関する措置)

16 第12条の2の規定にかかわらず、令和2 年4月から令和5年3月までの間の放送受信 料については、支払いを延滞した場合であって も、同条に定める延滞利息は発生しない。また、 当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に 通算しない。 送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第6項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。

- 9 第3条第2項の規定にかかわらず、衛星契約 を締結している放送受信契約者が、アナログ放 送終了により、地上系によるテレビジョン放送 のみを受信できることとなったときは、アナロ グ放送終了日から1年以内に、次の事項を記載 した放送受信契約書を放送局に提出しなけれ ばならない。
  - (1) 放送受信契約者の氏名および住所
  - (2) 変更にかかる受信機の数
  - (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
  - (4) 受信できる放送の種類に変更が生じた事由
- 10 付則第6項および第7項の定めは、前項の 規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」 とあるのは「付則第9項各号」と、「終了し」と あるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第5項の届け出」とあるのは「付 則第9項の提出」と読み替えるものとする。

(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 延滞利息に関する措置)

11 第12条の2の規定にかかわらず、令和2 年4月から令和5年3月までの間の放送受信 料については、支払いを延滞した場合であって も、同条に定める延滞利息は発生しない。また、 当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に 通算しない。

以上